

社会保障・税番号制度の概要と市町村における準備作業について

山梨県総務部市町村課
渡邊 文昭

I はじめに

昨年五月三十一日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)を含め社会保障・税番号制度関連四法が公布され、来年十月から始まる個人番号の付番・通知等、番号制度の導入に向け、現在、国、地方公共団体等においては、システムの整備・改修等の準備が進められています。

II 番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。この制度導入の効果として、次のようなことが挙げられています。

- ・ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ・ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ・ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利

便性が向上する。
行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

III 番号制度導入に向けたスケジュール

番号制度の導入に向けたスケジュールは図1のとおりとなっています。まず、来年十月から個人番号の付番及び全国民への個人番号の通知が行われ、平成二十八年二月からは、地方公共団体等において個人番号の利用が開始されるとともに、申請を行った国民に対し、個人番号カードの交付が行われます。さらに、平成二十九年一月からは国の機関等の間で(同年七月からは地方公共団体を含めて)情報連携が開始されます。

IV 番号制度に係るシステム整備の全体像

番号制度に係るシステム整備の全体像は、図2のとおりとなっています。個人番号は、地方公共団体情報システム機構に整備される付番システムにより生成され、市町村長が付番することとされています。また、情報連携として、国の機関

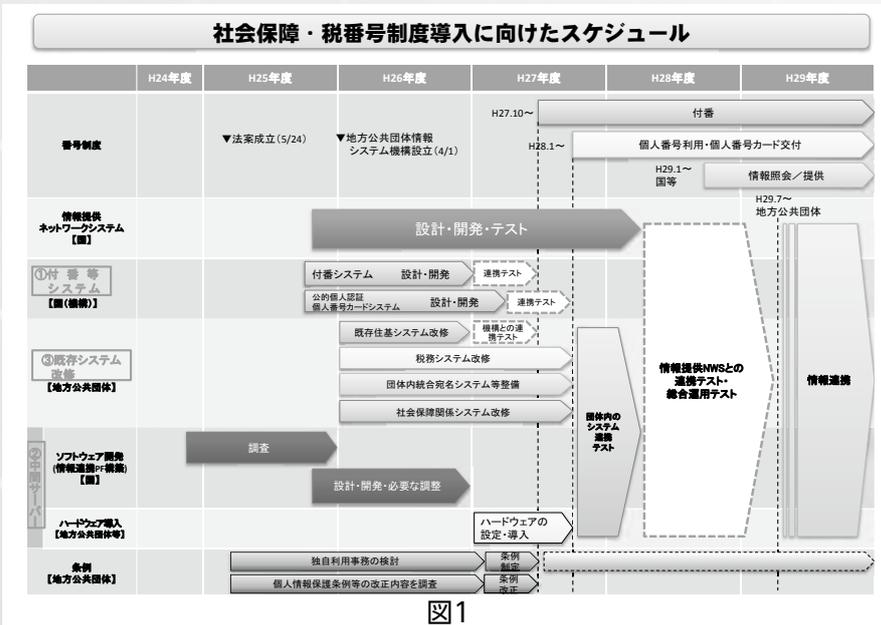


図1

V 個人番号カード

平成二十八年一月から、個人番号カードの交付が開始されます。これ

により、マイポータルにより、国民は、情報提供ネットワークシステムを介した自己の個人情報の授受を自ら確認することができるとともに、国、地方公共団体等の個人番号利用事務実施者から国民各人に対し、それぞれ必要な情報を主体的に又は本人の希望に応じて提供することもできるようになります。

に先だつて行われる通知カードの発行・送付事務は、地方公共団体情報システム機構へ委任することにより処理されることとなりますが、個人番号カードの交付事務は、市町村の窓口において本人確認のうえ直接行う必要があります。

個人番号はカードの裏面に記載されることとなっているので、表面は身分証明書として広く使用することができ、一般にコピーをとることもできますが、裏面は個人番号利用事務実施者以外はコピーをとることができないこととなっていますので注意が必要です。

Ⅵ 市町村において準備をしなければならぬ主な事項

一 既存システムの改修

来年十月以降の個人番号の付番、利用開始に向け、各市町村においては、既存システムの改修等を行う必要があります。

システム改修等には、①既存住基システム改修、②税務システム改修、③団体内統合宛名システム等整備、④社会保障関係システム改修があります。

これらのシステム改修等のうち、①の既存住基システム改修については、番号付番のための基盤システムに係る改修であることから、本年度中に改修を完了する必要があるため、注意が必要です。

②③④のシステム改修等については、来年度第4四半期から市町村内でシステム連携テストを開始する必要があることから、それまでには改修を終えなければならないことと

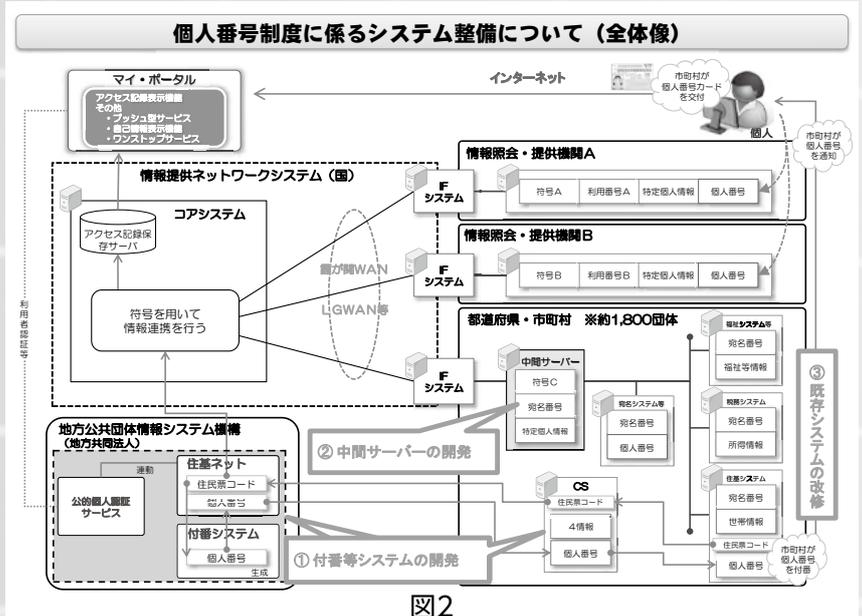


図2

されています。いずれのシステム改修等についても、中間サーバーの仕様や、番号法別表第二及び別表第二に係る省令が未確定の中での着手となり、各市町村においては苦慮されているものと思われ、制度全体のスケジュールに関わるものであることから、期限内に改修等を終わることが求められています。

二 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)の保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前

評価、③基礎項目評価のいずれかの評価を行うこととなります。システム改修等との関連では、原則として、システムの要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施しなければならないこととされています。

三 独自利用事務の検討

個人番号を利用できる事務は、原則として番号法別表第一に定められているものに限られますが、同法第九条第二項に基づき、地方公共団体は、条例で規定することにより、独自に個人番号を利用することができ、また、この独自利用事務については、特定個人情報保護委員会規則で

に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをい、国の機関、地方公共団体の長等は特定個人情報保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

Ⅶ おわりに

規定されることによって、情報連携を行うことができることとなります。各市町村におかれては、他の地方公共団体の検討状況も参考に、独自の検討を進めていただきたいと思います。

番号制度の導入に向け各市町村において準備しなければならない事項は、条例改正等については前記の独自利用事務に係るもの以外にも改正を要するものがあり、また、個人番号カードの交付事務等も含め多岐にわたることから、各市町村においては番号制度主管課を中心に庁内の連携を密にして適切に対応していただく必要があります。

国においては、本年五月末にデジタルPMOを立ち上げ、これまで情報提供してきた各種資料やFAQ、また、番号法別表第一、別表第二に掲げられた特定個人情報の詳細を掲載しています。また、昨年度から、市町村総合事務組合の電子自治体推進室を中心に番号制度WGが開催され、番号制度導入に向けたスケジュール案や特定個人情報保護評価における評価書の例示の作成が行われるとともに、本年度も番号制度施行に向けての課題についてさらなる検討が行われています。

各市町村においては、来年十月以降の番号法の施行に向け、大変厳しいスケジュールではありますが、これらの情報や検討結果を参照して適切に準備を進めていただければ幸いです。



甲府市 障害福祉課

深澤 寛奈

Kanna Fukasawa



私は平成24年4月に採用され、障害福祉課へ配属となりました。障害福祉課では、社会福祉士として障害を抱える方の日常生活における相談や障害福祉サービス利用のための調査等を行っています。ご本人・ご家族の抱える不安や問題をお聞きし、より良い日常生活が送れるように、ご本人と一緒に考え、障害福祉サービスを含めた社会資源につなげ、生活環境整備を図ることが主な仕事です。

窓口業務やデスクワークだけではなく、ご本人の自宅に訪問し、サービス利用のための事前調査することもあります。ご本人の生活スペースに入り、生活歴や既往歴など個人的なことをお伺いするので、不快な思いをさせることがないように、短時間でも信頼関係が構築できるように気をつけています。

一人一人と向き合いながら支援を行っておりますが、私ひとりでは、解決方法が見つからない時には、上司や先輩、地域の相談員さんにアドバイスをいただき、対応を行っております。

現在の職務を通して、私自身も成長させていただいていますが、今後も、障害を抱える方々が安心して地域生活が送れるよう、努力していきます。

市町村職員



富士吉田市 収税課

羽田 瞭汰

Ryota Hada



私は平成25年4月に富士吉田市に採用され、現在2年目です。所属は収税課収税担当で、読んで字のごとく税金を納めていただいていない方たちに対し、税金の納付を促すことが主な仕事です。現在収税課では、市が掲げる「市税等滞納削減アクションプラン」に基づき、税金の口座振替の促進やクレジットによる公金収納の導入など、納税の利便性拡大を図るとともに、滞納者に対しては、優良納税者との公平性を保つため厳しい姿勢で臨み、財産の調査や滞納処分（差押等）を進めながら滞納者を優良納税者にするべく日々奮闘しています。

今年6月には、アクションプランの一環として滞納者に税負担の公平性を訴え、注意を喚起し、納税意識を高めていただくために、搜索ドキュメントを作成し、地元ケーブルテレビにて放映しました。写真はその時の撮影風景のものです。もしご覧になりたい方がいましたら富士吉田市役所収税課へご一報ください。

市職員2年目でまだまだ未熟ですが、収税課職員として少しでも市税行政に貢献できるよう今日も滞納者と闘います。

はつらつ!!



小菅村 教育委員会

青柳 慶一

Keiichi Aoyagi



皆さんこんにちは。私は、平成23年に小菅村に採用されて、職員として4年目を迎えています。本年4月から、教育委員会へ配属となり、主に社会教育・社会体育の担当として、子どもからお年寄りまで多くの住民の皆さんと日々接しながら職務にあたっています。

小菅村は、人口720人余りで、小中学生は合せて40人にも満たない小さな地域です。ですが、村の住民の皆さんのパワーは決して小さく衰えているわけではなく、むしろパワーに満ち溢れていると感じています。それは、住民ひとりひとりが、『村をよくしたい』と意識し、『小さいからこそできる!』と誰もが前向きな気持ちを持っているからだと思います。もちろん、職場の先輩方も皆そういった気持ちを持っており、日々、刺激を受けながら業務にあたっています。

公務員という性質上、これから様々な課を異動し、様々な担当を受け持つようになりますが、どの職についても住民を第一に考えた仕事が出来ると、努力を積み重ねていきたいと思っています。

はつらつ!!



丹波山村 総務企画課

船木 隆嘉

Takayoshi Funaki



私は、昨年の4月から総務企画課に配属され、税務、防災、消防団、統計等多くの職務を兼任しています。

本村には、多摩川の源流となる丹波川が流れ、多くの観光客で夏場は賑わいます。ただ、年々人口が減少し、現在県内で最も人口の少ない市町村です。私の職務上も、こういった問題に直面することが多く、自主財源である税収や消防団員の確保が難しいため、抜本的な対策の必要性を痛感しています。

そのため、7月の最終土曜日に夏まつり丹波、秋には隣村の小菅村と合同で開催するサイクルレース、村外での観光PRイベントなどにスタッフとして参加し、丹波山村を多くの人に知っていただくように頑張っています。

「丹波鹿」ブランドや、「タバスキー」という村のゆるキャラも反響が多く、丹波山村の存在を村外の方に知っていただいていると実感しています。これからは、更に「丹波山村に住みたい!」と多くの方に思ってもらえる村づくりを、職務やイベント参加を通して実現していきたいと思っています。

市町村振興宝くじ交付事業について

平成13年度から発売された新市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ)の山梨県交付金を、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として活用するために、交付金の全額と交付までに生じた預金利息(前年度分)等の合計額を市町村へ交付しております。

○事業内容

(1) 配分基準

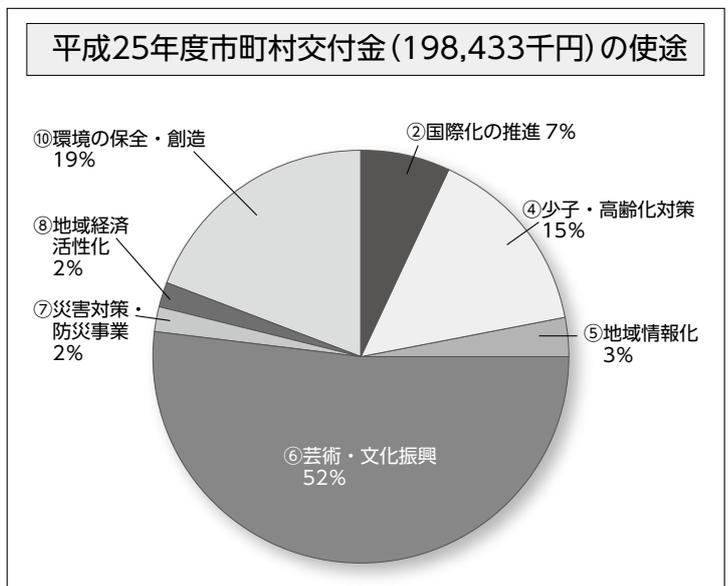
均等割配分40%、人口割配分60%

(2) 交付対象事業

地方財政法第32条に規定する事業で市町村が必要とするもの。

○地方財政法第32条に定める事業

- ① 公共事業
- ② 地域の国際化の推進に係る事業
- ③ 博覧会等・文化行事の運営に係る事業
- ④ 高齢化、少子化施策に係る事業
- ⑤ 地域の情報化に係る事業
- ⑥ 芸術・文化の振興に係る事業
- ⑦ 大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの予防に係る事業
- ⑧ 地域経済の活性化に係る事業
- ⑨ 地域における社会貢献活動に係る事業
- ⑩ リサイクルの推進等地域における環境保全及び創造に係る事業
- ⑪ 地域の共通課題に対応するための調査及び人材の育成に係る事業



○平成25年度実績と平成26年度発売計画

平成13年度の発売開始から完売をしていたオータムジャンボ宝くじですが、景気動向等を反映し、平成22年度、平成23年度と2年連続で売れ残りが発生しました。

こうした中、平成24年度に、当せん金の最高倍率引き上げ等を内容とした法律改正がなされ、3年ぶりに390億円を完売いたしました。平成25年度は、残念ながら前年度に比べ5.6%減の約368億円と前年度を下回る結果となり、市町村への交付額は、前年度に比べ3.0%減の198,433,000円となっております。

平成26年度については、次のとおり前年度と同額の390億円の発売を予定しており、宝くじの収益金が住民に最も身近な市町村の貴重な財源として、少子高齢化対策、芸術・文化振興、環境対策などに活用されていることを踏まえ、当協会では引き続き各種広報宣伝活動を行い、発売額の確保に努めて参りますので、宝くじの広報にご支援、ご協力をお願いいたします。

平成26年度新市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ)発売計画

発売期間：平成26年9月19日(金)～10月10日(金) 22日間(売り切れしだい発売終了)

発売計画額：390億円(前年度同額)



杉本 悠樹さん

Yuki Sugimoto

(富士河口湖町教育委員会生涯学習課
社会教育係文化財担当)

古代甲斐国の成立の謎を解く官道の発見 ～県内初の古代東海道甲斐路の道路遺構の発掘調査～



平成25年7～8月、富士河口湖町河口の鯉ノ水遺跡において主要地方道河口湖精進線の建設に伴い埋蔵文化財の発掘調査を実施しました。調査の結果、古代(奈良・平安時代)に都と甲斐国府を結んだ律令官道・東海道甲斐路の道路の跡が山梨県内で初めて発見されました。

もともと遺跡としては扱われていなかった水田の地下に道路跡はありました。古代には、都を中心に各国(現在の都道府県に相当)を支配するために国司などの役人が公的に往来し、さらには各国からの税の輸送などのため立派な官道がつけられました。平安時代の貞観の富士山の大噴火もこの道を通じて都に報告されたと推測されます。

鯉ノ水遺跡で見つかった古代東海道甲斐路の道路遺構は、古代の甲斐国が成立する過程を示し、町や県に留まらず、全国的な山国の古代交通を物語る重要な遺跡であり、地域の誇りになることを願っています。今後は道路に関連する駅や津(港)などの発見に努めたいと思います。

AFTER NOTES

編集後記

毎号、当協会主催のセミナーを要約した講演録を掲載していますが、今年2月の「市町村自治講演会」が中止となったため、今号は講演録の掲載に代わり、今年6月に登録承認された南アルプスユネスコエコパークについて紹介しています。

また、移住・定住に関する市町村への支援事業について特集するとともに、前号に引き続き、東日本大震災の被災地での業務に携わった職員の方々も紹介しています。

結びに、大変お忙しい中、執筆していただいた皆様には、深く感謝を申し上げます。

市町村職員情報誌「やまなし自治の風」編集委員会委員名簿

役職名	団体名	補職名	氏名
委員長	南アルプス市	政策推進課副主幹	三枝 万也
副委員長	富士河口湖町	政策財政課係長	渡辺 大介
委員	甲府市	総務課課長補佐	向山 秀樹
	富士吉田市	政策企画課主査	和光 茂
	都留市	政策形成課主事	加々美貴之
	韮崎市	企画財政課副主査	歌田 篤
	身延町	政策室主幹	佐藤 成人
	富士川町	企画課主幹	保坂美智子
	鳴沢村	総務課主事	渡辺 知貴
	小菅村	総務課主事	船木 陽介
	山梨県	市町村課主任	佐藤 祐一
	山梨県市長会	総務課主査	佐野 正子
山梨県町村会	総務課主幹	原 和昭	

大きい秋が目の前に!!

2014年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

3億9千万円

9月19日(金)発売

売り切れしだい発売終了!

1枚300円



●1等・前後賞合わせて3億9,000万円(1等3億3,000万円/前後賞各3,000万円)

●発売期間 9月19日(金)~10月10日(金) ●抽せん日 10月17日(金)

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

平成26年9月19日(金)から、1等・前後賞合わせて3億9,000万円が当たるオータムジャンボ宝くじが発売されます。

この宝くじの収益金は、全額市町村へ交付され、市町村の明るいまちづくりや芸術・文化振興、環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

県内の市町村振興のため、県内の宝くじ売場でお買い求めください。

